

各市町村

児童館・放課後児童クラブ 主管課長 様  
児童センター・児童館 館長 様

茨城県児童館連絡協議会  
会長 森田 聡  
(公印省略)

### 令和2年度 第4回児童館等職員研修会の開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

当協議会の運営につきましては、平素から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協議会が主催する研修会を下記のとおり開催いたします。

つきましてはご多忙の折とは存じますが、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、この研修会は一般財団法人 児童健全育成推進財団との共催で行い、この研修会の各科目履修者には、履修証の交付を行います。本履修証は、(一財)児童健全育成推進財団認定の児童厚生員二級指導員資格の単位の一部を履修したことを証します。ただし、児童館・放課後児童クラブに従事する現任者にのみ交付いたします。ご参加の場合は別紙の申込書にご記入のうえ、11月30日(月)までに事務局へE-mail、郵送又はFAXで送付をお願いいたします。要項は、本協議会のHPからもダウンロードが出来ます。

### 記

- 1 日 時 令和2年12月18日(金) 午前9時30分から受付
- 2 場 所 茨城県児童センター こどもの城 集会室  
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8249-4 Tel : 029-266-3044
- 3 日程と内容 9 : 3 0 受付開始  
9 : 5 0 開式  
1 0 : 0 0 講義「個別援助活動」  
講師 茨城キリスト教大学 教授 飛田 隆 氏  
1 2 : 0 0 昼食  
1 3 : 0 0 講義「配慮を要する児童の対応」  
講師 茨城大学 教授 生越 達 氏  
1 5 : 0 0 閉会
- 4 対 象 児童館職員及び放課後児童クラブ職員等  
※ 詳しくは別紙(研修参加・資格認定の対象者について)をご参照ください。
- 5 定 員 40名(定員を超過した場合には、先着順で会員の方を優先させていただきます。)
- 6 受 講 料 茨城県児童館連絡協議会に加入している児童館の職員、または児童健全育成推進財団の個人会員になっている方は無料です。  
それ以外の参加者は、1科目2,300円をご用意いたします。

## 7 新型コロナウイルス感染症対策について

- ・会場内の定員を減らし、ゆとりあるレイアウトを取り、換気をし、密を防ぎます。
- ・食事は、会場内で召し上がっていただきます。
- ・会場には、消毒液を設置します。参加される皆様には、マスクの着用をお願いいたします。
- ・上靴と下靴を入れる袋を、各自ご持参ください。

以上の対策につきまして、なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 8 その他

- ・参加が決定した方には、電話、FAX、E-mail などでお知らせいたします。
- ・緊急事態宣言が発令されたり、新型コロナウイルスの感染状況によっては、場所の変更や中止または延期をする場合もあります。

茨城県児童館連絡協議会事務局  
茨城県立児童センター こどもの城  
宮田，佐藤  
〒311-1301  
東茨城郡大洗町磯浜町8249-4  
TEL:029-266-3044 FAX:029-266-3045  
E-mail : kodomo3045@outlook.jp

## 研修参加・資格認定の対象者について

(一財) 児童健全育成推進財団

本財団で実施する児童厚生員等研修への参加及び認定児童厚生員資格の対象者は、次のとおりです。

1. 児童館職員	(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第38条2による児童の遊びを指導する者(児童厚生員)
	(2) 上記以外の施設長等
2. 放課後児童クラブ職員	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 第10条第3項に基づき、市町村条例で定められた放課後児童支援員

※児童福祉法 第40条に定める児童館、及び同第6条3第2項に定める放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する現任者が対象となります。

但し、以下のいずれかに当てはまる場合は、研修会への参加及び認定児童厚生員資格は取得できません。

1. 児童福祉法に定める児童館、放課後児童クラブではない場合。
2. 学生アルバイト、またはボランティア(有償・無償を問わず)の場合。
3. 週3日未満、もしくは月12日未満の勤務の方(目安として年間勤務時間が1000時間未満)、夏休みなど長期学休期間のみ勤務している場合。
4. 研修会最終日から1年以内に離職の予定がある場合。
5. その他、本研修・資格の趣旨に合致しない場合。

- 
- ・ 上記事項について確認や問い合わせをさせていただくことがあります。
  - ・ また、勤務状況を証明する書類の提出を求められることがあります。